

発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2023年12月28日
【発行者の名称】	株式会社富士テクノホールディングス (FT Holdings Co., Inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 高井 男
【本店の所在の場所】	神奈川県厚木市中町四丁目10番8号
【電話番号】	(046)294-1070 (代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役社長 岩澤 隆則
【担当 J-Adviser の名称】	フィリップ証券株式会社
【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】	代表取締役 永堀 真
【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2101
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社富士テクノホールディングス https://www.fjt-hd.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】に記載された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指

導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第2期中	第3期中	第1期	第2期
会計期間	自2022年4月1日 至2022年9月30日	自2023年4月1日 至2023年9月30日	自2021年4月1日 至2022年3月31日	自2022年4月1日 至2023年3月31日
売上高 (千円)	1,270,611	1,535,518	2,367,423	2,711,586
経常利益 (千円)	20,722	46,034	13,199	39,159
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益 (千円)	11,593	27,386	31,140	32,703
中間包括利益又は包括利益 (千円)	11,593	27,386	31,140	32,703
純資産額 (千円)	92,688	126,630	93,208	113,798
総資産額 (千円)	1,269,822	1,549,497	1,321,361	1,503,376
1株当たり純資産額 (円)	114.77	157.78	115.41	140.91
1株当たり配当額 (円)	—	—	15	15
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	14.36	33.96	38.56	40.50
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	7.3	8.2	7.1	7.6
自己資本利益率 (%)	12.5	22.8	37.8	28.7
株価収益率 (倍)	—	—	12.7	12.1
配当性向 (%)	—	—	38.9	37.0
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	71,519	142,692	6,678	24,627
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,057	△4,339	△121,072	△173,876
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△82,378	△60,565	376,426	32,462
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	601,263	572,065	611,064	494,277
従業員数 (人)	388	443	378	443

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 第1期連結会計年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の連結財務諸表は、単独株式移転により完全子会社となった株式会社富士テクノソリューションズの連結財務諸表を引き継いで作成しております。
3. 従業員数は就業人員数を表示しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及びその関係会社）が営む事業について重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2023年9月30日現在

事業部門の名称	従業員数（人）
情報処理請負事業	111
技術者派遣事業	291
プロダクト販売事業	1
全社（共通）	40
合計	443

(注) 1. 従業員数は就業人員を表示しております。

2. 当社グループは情報処理事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 発行者の状況

2023年9月30日現在

事業部門の名称	従業員数（人）
情報処理請負事業	—
技術者派遣事業	—
プロダクト販売事業	—
全社（共通）	13
合計	13

(注) 1. 従業員数は就業人員を表示しております。

2. 当社は情報処理事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

当中間連結会計期間における当社の経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要は次のとおりであります。

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、原材料・エネルギー価格の高騰や人件費の上昇に伴う物価上昇、円安の継続、世界的な金融引き締めによる経済の下振れがわが国経済の景気を下押しするリスクなど、先行き不透明な状況は継続しております。

このような経済環境の中、当社グループの主要顧客である製造業を中心に受注環境は堅調に推移しました。特に、技術者の契約単価アップや稼働率の増加により前年同期を上回りました。また2022年12月にアイティーデザイン株式会社の子会社化によるグループ会社が増加したことにより前年同期を上回りました。

以上の結果、当中間連結会計期間においては、売上高1,535百万円（前年同期比20.9%増）、営業利益50百万円（前年同期比69.4%増）、経常利益46百万円（前年同期比122.2%増）、親会社株主に帰属する中間純利益27百万円（前年同期比136.2%増）となりました。

なお、当社グループは情報処理事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

〔事業別の業績の概要〕

① 情報処理請負事業

装置設計開発部企業を中心に受注が増加し、情報処理請負事業の売上高は425百万円（前年同期比11.7%増）となりました。

② 技術者派遣事業

技術者の単価アップや稼働時間の増加等により、技術者派遣事業の売上高は1,065百万円（前年同期比25.3%増）となりました。

③ プロダクト販売事業

3Dプリンタを中心とした販売の受注が増加し、プロダクト販売事業の売上高は44百万円（前年同期比13.0%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前連結会計年度末に比べ77百万円増加し572百万円となりました。当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フローの状況）

営業活動の結果、獲得した資金は142百万円（前年同期は71百万円の獲得）となりました。これは主として、税金等調整前中間純利益43百万円、のれん償却額17百万円、未払費用の増加額33百万円、未払消費税等の増加額10百万円により資金が増加したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フローの状況）

投資活動の結果、使用した資金は4百万円（前年同期は1百万円の獲得）となりました。これは、保険積立金の積立による支出2百万円、有形固定資産の取得による支出1百万円により資金が減少したことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フローの状況）

財務活動の結果、使用した資金は60百万円（前年同期は82百万円の使用）となりました。これは主として、長期借入金の返済による支出49百万円、配当金の支払額12百万円により資金が減少したことによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループの主たる業務は、自動車、機械、電気、電子の設計開発等の情報処理請負事業であり、製造を行っていないため、記載を省略しております。

(2) 受注実績

生産実績と同様の理由により、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を示すと、次のとおりとなります。

事業内容別	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	前年同期比(%)
情報処理請負事業 (千円)	425,587	111.7
技術者派遣事業 (千円)	1,065,444	125.3
プロダクト販売事業 (千円)	44,486	113.0
合計 (千円)	1,535,518	120.9

(注) 当社グループは情報処理事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生はありませんが、当社株式の(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

＜J-Adviser との契約について＞

当社は(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場企業です。

当社ではフィリップ証券(株)を 2016 年 8 月 19 日開催の取締役会において、担当 J-Adviser に指定することを決議し、2021 年 10 月 1 日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」という。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

1. J-Adviser 契約解除に関する条項

当社(以下「甲」という。)が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)(以下「乙」という。)は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

(1) 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1 年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日（当該 1 年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（フィリップ証券(株)が適当と認める場合に限る。）には、2 年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 2 年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して 1 年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、フィリップ証券(株)が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（当社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している当社を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の a 及び b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

(3) 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったとフィリップ証券㈱が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合

当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であるとフィリップ証券㈱が認めた日）

c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。）

当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

(4) 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

a 次の(イ)又は(ロ)に定める場合に従い、当該(イ)又は(ロ)に定める事項に該当すること。

(イ) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

(ロ) 当社が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(イ)及び(ロ)に掲げる事項が記載されていること。

(イ) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと

(ロ) 前 a の(イ)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(ロ)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でない認められるものでないこと

(5) 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたとフィリップ証券㈱が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合とフィリップ証券㈱が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(イ)又は(ロ)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日

(イ) TOKYO PRO Market の上場株券等

(ロ) 上場株券等が、その発行者である当社の合併による解散により上場廃止となる場合、当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等

を当該合併に際して交付する場合に限る。)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

- b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)
- c 当社が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合((3) b の規定の適用を受ける場合を除く。)は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

(6) 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないとしてフィリップ証券㈱が認めた場合

(7) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されているとフィリップ証券㈱が認めるとき

(8) 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、フィリップ証券㈱がその遅延理由が適切でないとして判断した場合

(9) 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であるとフィリップ証券㈱が認める場合
- b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、当社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であるとフィリップ証券㈱が認める場合

(10) 法令違反及び上場規程違反等

当社が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合

(11) 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることとなった場合

(12) 株式の譲渡制限

当社が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

(13) 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

(14) 指定振替機関における取扱い

当社が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(15) 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っているとしてフィリップ証券㈱が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいとフィリップ証券㈱が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとフィリップ証券㈱が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)

- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であるとフィリップ証券㈱が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないとフィリップ証券㈱が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

(16) 全部取得

当社が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

(17) 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したとフィリップ証券㈱が認めるとき

(18) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、フィリップ証券㈱もしくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合

2. J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項

- (1) 当社又はフィリップ証券㈱のいずれかが、当該契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヵ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- (2) 前項の定めにかかわらず、当社及びフィリップ証券㈱は、合意により本契約期間中いつでも当該契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヵ月前に書面で通知することにより当該契約を解除することができる。
- (3) 契約解除する場合、特段の事情のない限りフィリップ証券㈱は、あらかじめ当該契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

（2）財政状態の分析

（流動資産）

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は、前連結会計年度末に比べ62百万円増加し1,038百万円となりました。これは、現金及び預金の増加77百万円、受取手形及び売掛金の減少5百万円、仕掛品の減少8百万円が主な変動要因であります。

（固定資産）

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は、前連結会計年度末に比べ16百万円減少し511百万円となりました。これは、のれんの減少17百万円が主な変動要因であります。

（流動負債）

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は、前連結会計年度末に比べ77百万円増加し806百万円となりました。これは、短期借入金の増加5百万円、1年内返済予定の長期借入金の減少3百万円、未払費用の増加33百万円、未払法人税等の増加11百万円、未払消費税等の増加10百万円が主な変動要因であります。

（固定負債）

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は、前連結会計年度末に比べ44百万円減少し616百万円となりました。これは、長期借入金の減少46百万円が主な変動要因であります。

（純資産）

当中間連結会計期間末における純資産の残高は、前連結会計年度末に比べ12百万円増加し126百万円となりました。これは、親会社株主に帰属する中間純利益を計上したことによる利益剰余金の増加27百万円、配当金の支払いによる減少12百万円、自己株式の取得による減少2百万円であります。

（3）経営成績の分析

（売上高）

当中間連結会計期間における売上高は1,535百万円（前年同期比20.9%増）となりました。売上高が増加した主な要因は、2022年12月のアイティーデザイン株式会社の子会社化による技術者派遣事業における売上高の増加であります。

（売上総利益）

当中間連結会計期間における売上総利益は336百万円（前年同期比31.5%増）となりました。売上総利益が増加した主な要因は、2022年12月のアイティーデザイン株式会社の子会社化による技術者派遣事業における売上高の増加によるものであります。

（販売費及び一般管理費）

当中間連結会計期間における販売費及び一般管理費は286百万円（前年同期比26.5%増）となりました。販売費及び一般管理費が増加した主な要因は、2022年12月のアイティーデザイン株式会社の子会社化の増加によるものであります。

(営業利益)

当中間連結会計期間における営業利益は 50 百万円 (前年同期比 69.4%増) となりました。

(経常利益)

当中間連結会計期間における経常利益は 46 百万円 (前年同期比 122.2%増) となりました。

(親会社株主に帰属する中間純利益)

当中間連結会計期間における税金等調整前中間純利益は 43 百万円 (前年同期比 111.2%増) となり、親会社株主に帰属する中間純利益は 27 百万円 (前年同期比 136.2%増) となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの概況については、「第3 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

(1) 発行者

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 国内子会社

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2023年9月30日)	公表日現在発行数(株) (2023年12月28日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,230,400	2,422,800	807,600	807,600	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	3,230,400	2,422,800	807,600	807,600	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2023年4月1日～ 2023年9月30日	—	807,600	—	81,865	—	1,180

(6)【大株主の状況】

2023年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
高井 男	神奈川県伊勢原市	270,771	33.52
株式会社高井企画	神奈川県伊勢原市高森6丁目15番地の1	143,700	17.79
原田 久仁子	神奈川県厚木市	99,835	12.36
高井 澄子	神奈川県伊勢原市	46,500	5.75
株式会社アド・ソアー	神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目2番1号	42,300	5.23
田子 キミ子	東京都世田谷区	20,000	2.47
富士テクノソリューションズ役員持株会	神奈川県厚木市中町四丁目10番8号	11,902	1.47
株式会社事業開発	東京都中央区銀座八丁目8番15号	10,000	1.23
上原 祐子	神奈川県横浜市鶴見区	8,700	1.07
山王丸 朗彦	神奈川県平塚市	8,700	1.07
計	—	662,408	82.02

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 5,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 802,100	8,021	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 500	—	—
発行済株式総数	807,600	—	—
総株主の議決権	—	8,021	—

② 【自己株式等】

2023年9月30日現在

所有者の氏名又は名所	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社富士テクノホールディングス	神奈川県厚木市中町四丁目10番8号	5,000	—	5,000	0.62
計	—	5,000	—	5,000	0.62

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2023年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所(TOKYO PRO Market)におけるものです。
2. 2023年4月から9月については、売買実績がありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報の公表後、当中間連結会計期間に係る発行者情報の公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の中間連結財務諸表について、監査法人コスモスによる中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当中間連結会計期間 (2023年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	515,924	593,712
受取手形及び売掛金	398,742	393,730
商品	15,752	16,300
仕掛品	15,685	7,468
前払費用	11,582	14,056
前渡金	8,468	11,444
その他	9,841	1,810
貸倒引当金	△310	△310
流動資産合計	975,686	1,038,214
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	17,974	16,736
工具、器具及び備品（純額）	7,689	8,673
リース資産（純額）	7,823	6,644
その他（純額）	0	0
有形固定資産合計	※1 33,486	※1 32,055
無形固定資産		
ソフトウェア	2,056	1,716
のれん	327,394	309,558
その他	1,710	1,532
無形固定資産合計	331,161	312,806
投資その他の資産		
投資有価証券	609	609
長期貸付金	1,437	1,437
長期前払費用	818	421
保険積立金	68,361	70,866
保証金	39,979	38,410
繰延税金資産	45,204	48,046
その他	6,630	6,630
投資その他の資産合計	163,041	166,422
固定資産合計	527,689	511,283
資産合計	1,503,376	1,549,497

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当中間連結会計期間 (2023年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	28,775	26,066
短期借入金	※2 212,000	※2 217,000
1年内返済予定の長期借入金	158,946	155,886
リース債務	1,763	2,648
未払金	3,255	11,763
未払費用	165,519	198,908
未払法人税等	7,925	19,902
未払消費税等	53,917	64,414
賞与引当金	73,358	73,261
その他	23,106	36,677
流動負債合計	728,568	806,528
固定負債		
長期借入金	599,978	553,690
繰延税金負債	475	—
リース債務	6,951	4,403
退職給付に係る負債	53,604	58,244
固定負債合計	661,009	616,338
負債合計	1,389,578	1,422,867
純資産の部		
株主資本		
資本金	81,865	81,865
資本剰余金	1,180	1,180
利益剰余金	30,752	46,024
自己株式	—	△2,440
株主資本合計	113,798	126,630
純資産合計	113,798	126,630
負債純資産合計	1,503,376	1,549,497

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
売上高	1,270,611	1,535,518
売上原価	1,014,815	1,199,147
売上総利益	255,795	336,371
販売費及び一般管理費	※ 226,215	※ 286,264
営業利益	29,579	50,106
営業外収益		
受取利息	2	5
受取配当金	10	10
助成金収入	2,733	183
その他	589	365
営業外収益合計	3,335	564
営業外費用		
支払利息	4,141	3,995
支払手数料	7,749	—
その他	300	641
営業外費用合計	12,192	4,636
経常利益	20,722	46,034
特別利益		
リース債務免除益	974	—
特別利益合計	974	—
特別損失		
リース資産除却損	873	—
役員退職金	—	2,062
特別損失合計	873	2,062
税金等調整前中間純利益	20,822	43,971
法人税、住民税及び事業税	11,437	19,902
法人税等調整額	△2,208	△3,316
法人税等合計	9,228	16,585
中間純利益	11,593	27,386
親会社株主に帰属する中間純利益	11,593	27,386

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
中間純利益	11,593	27,386
中間包括利益 (内訳)	11,593	27,386
親会社株主に係る中間包括利益	11,593	27,386

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 2022 年 4 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

項目	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	81,865	1,180	10,162	93,208	93,208
当中間期変動額					
親会社株主に帰属 する中間純利益			11,593	11,593	11,593
剰余金の配当			△12,114	△12,114	△12,114
当中間期変動額合計	—	—	△521	△521	△521
当中間期末残高	81,865	1,180	9,641	92,688	92,688

当中間連結会計期間（自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

項目	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	81,865	1,180	30,752	—	113,798	113,798
当中間期変動額						
親会社株主に帰属 する中間純利益			27,386		27,386	27,386
剰余金の配当			△12,114		△12,114	△12,114
自己株式の取得				△2,440	△2,440	△2,440
当中間期変動額合計	—	—	15,272	△2,440	12,832	12,832
当中間期末残高	81,865	1,180	46,024	△2,440	126,630	126,630

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	20,822	43,971
減価償却費	6,580	3,785
のれん償却額	6,878	17,835
賞与引当金の増減額 (△は減少)	6,073	△96
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	4,649	4,640
受取利息及び受取配当金	△12	△15
支払利息	4,141	3,995
支払手数料	6,750	—
売上債権の増減額 (△は増加)	36,342	5,012
棚卸資産の増減額 (△は増加)	547	7,669
仕入債務の増減額 (△は減少)	△4,245	△2,708
未払費用の増減額 (△は減少)	2,697	33,388
未払消費税等の増減額 (△は減少)	4,728	10,496
その他	1,278	26,625
小計	97,233	154,598
利息及び配当金の受取額	12	15
利息の支払額	△4,141	△3,995
法人税等の支払額	△21,584	△7,925
営業活動によるキャッシュ・フロー	71,519	142,692
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△478	△1,834
有形固定資産の売却による収入	873	—
無形固定資産の取得による支出	△1,649	—
無形固定資産の売却による収入	416	—
貸付けによる支出	△20	—
貸付金の回収による収入	4,320	—
保険積立金の積立による支出	△2,405	△2,504
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,057	△4,339
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	—	5,000
長期借入れによる収入	63,250	—
長期借入金の返済による支出	△130,486	△49,348
リース債務の返済による支出	△3,028	△1,663
自己株式の取得による支出	—	△2,440
配当金の支払額	△12,114	△12,114
財務活動によるキャッシュ・フロー	△82,378	△60,565
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△9,800	77,788
現金及び現金同等物の期首残高	611,064	494,277
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 601,263	※ 572,065

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しています。

連結子会社の数 6社

連結子会社の名称

(株)富士テクノソリューションズ

(株)エフティ・ファインテックプロダクト

(株)横芝

(株)富士ミライ

中日本技研(株)

アイティーデザイン(株)

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等…移動平均法による原価法を採用しております。

ロ 棚卸資産

商品……………当社及び連結子会社は主として個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

仕掛品……………当社及び連結子会社は主として個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 10～15年

工具、器具及び備品 3～12年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用ソフトウェア……………社内における利用可能期間(主として5年)を耐用年数とした定額法

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

ニ 長期前払費用

均等償却によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社及び連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

当社及び連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間連結会計期間に対応する額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、確定給付型の退職一時金制度と確定拠出金制度を採用しております。

確定給付制度については、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間
10年間にわたる均等償却

(6) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループとの契約から生じる主要な事業における履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、以下に記載の通りであります。

情報処理請負事業については、各顧客企業からの依頼により設計・解析・開発等の業務を行い、顧客に納入することを主な履行義務としております。主として顧客の検収が完了した時点で収益を認識しております。

技術者派遣事業については、設計開発サービスを派遣契約に基づいて顧客へ提供しております。これらは、エンジニアの労働力を契約期間にわたって顧客に提供することを主な履行義務としております。主として顧客との契約における履行義務の充足に従い、一定期間にわたり収益を認識しております。

プロダクト販売事業については、サービス又は製品を顧客に販売することを主な履行義務としております。保守契約等の契約期間にわたって履行義務が充足される場合は、サービスが提供される期間に対する提供済み期間の割合で進捗度を測定する方法に基づいて一定の期間にわたり収益を認識しております。商品の販売については、約束した財の引渡時点において顧客が当該財に対する支配を獲得し、履行義務が充足されたものと判断していることから、顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、代理人として行われる取引については、顧客から受け取る対価の純額で取引価格を算定しております。

(8) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項
該当事項はありません。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当中間連結会計期間 (2023年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	82,793千円	85,854千円

※2 貸出コミットメント

当社は、運転資金の効率的な調整を行うため取引銀行1行と貸出コミットメント契約を締結しております。当中間連結会計期間末における貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当中間連結会計期間 (2023年9月30日)
貸出コミットメントの総額	450,000千円	450,000千円
借入実行残高	212,000千円	217,000千円
差引額	238,000千円	233,000千円

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
役員報酬	48,709千円	56,215千円
給料手当	62,253	84,256
法定福利費	17,473	19,883
地代家賃	13,292	20,478
支払手数料	16,077	14,667
退職給付費用	1,303	2,305
賞与引当金繰入額	431	342
減価償却費	5,831	2,950
のれん償却額	6,878	17,835

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度 期首株式数(株)	前中間連結会計期間 増加株式数(株)	前中間連結会計期間 減少株式数(株)	前中間連結会計期間 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	807,600	—	—	807,600
合計	807,600	—	—	807,600

当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	807,600	—	—	807,600
合計	807,600	—	—	807,600
自己株式				
普通株式(注)	—	5,000	—	5,000
合計	—	5,000	—	5,000

(注) 普通株式の自己株式の増加5,000株は、2023年8月21日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加であります。

2. 新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

3. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	12,114	利益剰余金	15.00	2023年3月31日	2023年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
現金及び預金勘定	622,909千円	593,712千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△21,647	△21,648
預け金(流動資産その他)	1	1
現金及び現金同等物	601,263	572,065

(リース取引関係)

(借主側)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

有形固定資産

主として、コンピュータ端末機(「工具、器具及び備品」)であります。

無形固定資産

ソフトウェアであります。

②リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2023年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)長期借入金(1年内返済予定を含む)	758,924	755,903	△3,020
(2)リース債務(1年内返済予定を含む)	8,715	8,454	△261
負債計	767,639	764,357	△3,281

当中間連結会計期間（2023年9月30日）

	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)長期借入金（1年内返済予定を含む）	709,576	708,092	△1,483
(2)リース債務（1年内返済予定を含む）	7,052	6,881	△171
負債計	716,628	714,973	△1,654

(注) 1. 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」及び「短期借入金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2023年3月31日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（2023年9月30日）

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2023年3月31日）

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	755,903	—	755,903
リース債務（1年内返済予定を含む）	—	8,454	—	8,454
負債計	—	764,357	—	764,357

当中間連結会計期間（2023年9月30日）

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	708,092	—	708,092
リース債務（1年内返済予定を含む）	—	6,881	—	6,881
負債計	—	714,973	—	714,973

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に用いたインプットの説明

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、新規に同様の借入あるいはリース取引を行った場合に想定される利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(資産除去債務関係)

当社グループは、事務所等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっており、資産除去債務の負債計上は行っておりません。

また、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額のうち、当中間連結会計期間の負担に属する金額は800千円であり、当中間連結会計期間末において敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額は8,989千円であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

(単位：千円)

	売上区分			合計
	情報処理請負事業	技術者派遣事業	プロダクト販売事業	
顧客との契約から生じる収益	380,912	850,338	39,360	1,270,611
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	380,912	850,338	39,360	1,270,611

当中間連結会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

(単位：千円)

	売上区分			合計
	情報処理請負事業	技術者派遣事業	プロダクト販売事業	
顧客との契約から生じる収益	425,587	1,065,444	44,486	1,535,518
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	425,587	1,065,444	44,486	1,535,518

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「（中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4. 会計方針に関する事項（7）重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間連結会計期間において存在する顧客との契約から翌中間連結会計期間以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当中間連結会計期間 (2023年9月30日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	341,784	398,742
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	398,742	393,730
契約負債(期首残高)	11,146	16,692
契約負債(期末残高)	16,692	28,368

契約負債は、主に保守サービスにかかる顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、情報処理事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	情報処理請負事業	技術者派遣事業	プロダクト販売事業	合計
外部顧客への売上高	380,912	850,338	39,360	1,270,611

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客に対する売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	情報処理請負事業	技術者派遣事業	プロダクト販売事業	合計
外部顧客への売上高	425,587	1,065,444	44,486	1,535,518

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客に対する売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループは、情報処理事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当中間連結会計期間 (2023年9月30日)
1 株当たり純資産額	140.91 円	157.78 円

1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
1 株当たり中間純利益	14.36 円	33.96 円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	11,593	27,386
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	11,593	27,386
普通株式の期中平均株式数 (株)	807,600	806,507

(注)潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年12月28日

株式会社富士テクノホールディングス
取締役会 御中

監査法人 コスモス
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 富田 昌樹
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 寺島 洋希

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社富士テクノホールディングスの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社富士テクノホールディングス及び連結子会社の2023年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。